

## 地方独立行政法人愛知県美術館機構評価委員会運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人愛知県美術館機構評価委員会条例（令和7年愛知県条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、地方独立行政法人愛知県美術館機構評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の任期)

第2条 委員長の任期は、委員の任期とする。

(会議の招集)

第3条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号に該当する場合には、委員長が委員会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議を行う場合。
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合。

2 会議の傍聴方法については別に定める。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(会議録)

第6条 委員会の会議については、会議録を作成し、委員長が指名した委員2名が署名するものとする。

2 会議録の保存年限は5年とする。

(臨時委員の配置)

第7条 委員長は、条例第3条第2項の規定により臨時委員を置く必要があると認める場合は、委員会に諮った上で、知事にその旨を申し出ることとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、県民文化局文化部文化芸術課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。